

平成24年12月17日
建設局

平成24年度公共事業の評価に関する意見書の概要について

京都市公共事業評価委員会は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として、平成10年12月に設置されました。今年度は平成24年11月5日までに、再評価の対象となった9事業と事後評価の対象となった2事業について、4回の委員会審議を行ってきました。

平成24年12月17日に、委員会としての意見が「平成24年度公共事業の評価に関する意見書」として提出されましたので、その概要をお知らせします。



平成24年度 再評価審議結果

種 別	事 業 名	該 当 条 件	審 議 結 果
街路事業	伏見向日町線	③	「事業継続」は妥当である。
街路事業	中山石見線	③	「事業継続」は妥当である。
街路事業	御陵六地藏線 (第三工区)	③	「事業継続」は妥当である。
河川事業	西野山川	③	「事業継続」は妥当である。
河川事業	西高瀬川 (有栖川工区)	③	「事業継続」は妥当である。
河川事業	善峰川	③	「事業継続」は妥当である。
都市公園事業	宝が池公園 (広域公園)	③	「事業継続」は妥当である。 ただし、意見を付す。
土地区画整理事業	洛北第三地区	③	「事業継続」は妥当である。
住宅市街地 総合整備事業	東九条地区	③	「事業継続」は妥当である。

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後10年間（廃棄物処理施設整備事業については5年間）
を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後5年間（下水道事業については10年間）を経過し
た時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする
事業
- ⑤ 社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施す
ることが必要であると認められる事業

平成24年度 事後評価審議結果

種 別	事 業 名	該当条件	審 議 結 果
土地区画整理事業	竹田地区	①	「今後の事後評価，改善措置とも不要」は妥当である。
防災水利整備事業	文化財とその周辺を守る 防災水利モデル整備	①	「今後の事後評価，改善措置とも不要」は妥当である。

事後評価対象事業の該当条件

- ① 新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内，事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては，事業完了後7年以内）の事業
- ② 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業